

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2004.10 No.60

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがござい
ましたら、お気軽にご
相談ください。



温故知新

司法書士 丹羽 正夫

古い話で恐縮ではあるが、二十数年前まで
は「司法書士は法律実務家か?」という論争
が行われていた。昭和五三年の司法書士法の
改正前は、職業上の有用性は広く国民から認
知されてはいたが、法文上に「目的」と「職
責」の規定が置かれておらず、明確な法律実
務家としての位置づけがなかったために、こ
うした論争がしばしばられたのである。

法律実務家であることを否定する立場から
は、司法書士は、登記所（法務局）という行
政のシステムの中に組み込まれて、迅速・的
確な登記実務処理を担うための補助的な存在
にすぎないというのがその根拠であった。つ
まり、法律実務家は、人権の擁護や社会正義
の実現のために使命を果たすが、司法書士は
あくまで行政の円滑な運営のために存在し、
使命を果たしているのみであるというもので
あつた。

このような批判に対して多くの先人たちが
屈辱と悲哀を味わってきたことを知っている
司法書士の数は、少なくなってきた。昭和五
三年の司法書士法改正は、長い苦闘の歴史に
ビリオドを打つ画期的な出来事であった。こ
の改正により司法書士が真に法律実務家であ
ることを宣明（目的規定・一条）しつつ、自

らの職務を厳しく律する規定（職責規定・二
条）を定めた。

それから二四年後の平成一四年、司法書士
の長年の実績が評価されて全面的な法改正が
実現した。それは全文八二カ条（それまでは
二三条）に及ぶ新法というべき大改正である。
その内容は、法律相談権、簡易裁判所におけ
る訴訟代理権、裁判外の和解代理権など、こ
れまで弁護士の独占分野といわれた職域が司
法書士の職務として明定されたのである。司
法書士制度一三〇有余年の歴史を経て、司法
書士は名実ともに法律実務家の一員としての
地位を揺るぎないものにしたのである。

「古きをたずねて新しきを知る」という言葉
に「温故知新」があるが、このような司法書
士制度の歴史を常に意識して日頃の職務に精
勵することが、これから司法書士制度の發
展のために極めて大切なことではないかと考
えている。明年三月に施行が予定されている
改正不動産登記法によって、より一層司法書
士の有用性とともに責任と義務が高まること
が予想されている。司法書士の法律実務家と
して活躍できるステージがさらに広がろうと
している今日、「温故知新」の心構えを日々大
切にしていきたい。